

新編

大村市史

第一卷

古代編

第一節 律令国家の形成

大化元年(六四五)、中大兄皇子は、中臣鎌足らの協力を得て、蘇我蝦夷・入鹿父子を滅ぼした。いわゆる乙巳の変である。当時の東アジアは、中国大陸では、六一八年に隋が滅んで強大な唐帝国が出現し、周囲の諸国の脅威となっていた。また、韓半島では、高句麗・百濟・新羅の三国が争っていた。当時、蘇我氏は、天皇家をしのぐほどの勢力を持っていたが、中大兄皇子は、遣唐使や帰国留学生、あるいは百濟・新羅との交流を通じて、緊迫する東アジアの国際情勢について学び、これに対処するには、天皇を中心とする強力な中央集権国家を作らなければならないと考え、クーデターを起こしたのである。乙巳の変後は、王族の軽皇子が即位して孝徳天皇となり、中大兄皇子自身は皇太子となった。翌年には、「改新の詔」が出され、いわゆる公地公民制への移行を目指す政策が示された。『日本書紀』が伝える詔の文章には、のちの大宝令などによる潤色があり、この段階で実際にどのような政策が打ち出されたかについては見解が分かれるが、唐に範をとった律令国家を志向する政策が実施されたことは間違いないであろう。七世紀後半代の地方行政組織で、のちの「郡」に連なると考えられる「評」が、いつ、どのように説置されたかについては、孝徳朝期における全面的な立評を基本的に認め、これ以降の建評は既存の評の再分割によるものとする説①や、孝徳朝期の立評は部分的なものであり、その後、徐々に立評されていったとする説②があるが、近年は、孝徳朝全面立評説が有力となっている。一方、山中敏史③は、豪族居館と未分化だった評家が独立し始めるのが、七世紀第四四半期であること等から、それ以前の評を前期評、以後の評を後期評と称する。すなわち、前期評は、人間集団とそれに付随した日常生活圏を掌握する方式を第一としていたのに対し、後期評は、領域区分を前提とした人民区分の単位であったとする。確かに、七世紀第三四半期まで遡る、文献史料や出土文字資料から知られる評

名には、のちの郡名に見られないものもかなりあり、前期評と後期評との間には、大きな再編成があったようである。すなわち、山中説も、ある意味では、孝徳朝の全面立評説を認めるわけであるが、途中で大きな質的变化があったとするものである。

さて、孝徳朝に、全国立評が行われたとすれば、現在の大村市域にも評が立てられたのであろう。その名称については、資料がまったく無いが、奈良時代に成立した『肥前国風土記』に彼杵郡が出てくるので、おそらく彼杵評であった可能性が高い。のちの彼杵郡は広大な面積を有するので、それとは別の名称であったことは、やや考えにくいであろう。

その後、韓半島では、大きな動きがあった。唐は、新羅の要請から、韓半島の争乱にも介入を強め、ついに六六〇年に百済を滅ぼしたのである。百済と友好関係にあった日本は、百済の遺臣による百済復興を支援するため、大軍を派遣したが、六六三年に白村江で唐・新羅の連合軍と戦い、大敗を喫した。これによって、日本は、半島における足がかりを失っただけではなく、反対に、唐・新羅の連合軍が海を渡って、日本に攻めてくる危険が高まった。そこで、天智天皇は、六六四年に、対馬・壱岐島、筑紫国等に、防人と烽を設置し、筑紫に水城を築かせた。『肥前国風土記』によれば、奈良時代、肥前国には二〇カ所の烽があったことが記されているが、その中には、この時に置かれたものもあったであろう。六六五年には、長門国に城を、また筑紫国に大野城と椽城（基肄城）を築かせ、更に六六七年には、倭国（大和国）に高安城、讃岐国に屋島城、対馬国に金田城を築かせた。これらは、百済国の亡命貴族の指導によって造られたので、朝鮮式山城と言われる。このうち、椽城（基肄城）は、肥前国の基肄郡に位置し、また金田城は最前線の城として、現在の長崎県の対馬に築城された。また、文献には築造記事が見られないが、肥後国の鞠智城も、最近の発掘調査の結果などから、この頃築かれたとされている。ところで、近年の研究で、これら古代山城を結ぶように、「車路」と呼ばれる直線的計画道がはりめぐらされていたことがわかってきた。「車路」の名称は、軍用輜重車に由来するらしい。『上野国交替実録帳』によれば、庚午年（六七〇）には、既に東国の上野国でも、駅家が置かれていたことが確認されるので、これらの「車路」の多くには、駅家が設置されて、駅路として機能していたと考えられる。のちの彼杵郡の場合は、『肥前国風土記』から二駅が置かれていたことがわかるが、既にそれ

らは天智朝には存在して、駅路が通っていたのであろう。彼杵郡に古代山城の存在は、現在のところ知られていないが、駅路は、緊急通信を第一義とするので、外国に近く、海岸部を通る彼杵郡の駅路は、国防上当初から必要であったと考えられるからである。このように、天智天皇は、唐・新羅の連合軍を迎え撃つ体制を整えつつあったが、その後、唐と新羅との関係が悪化したため、幸い連合軍が攻めてくることはなかった。かえって、天智天皇は、白村江以後の危機意識によって、中央集権化を推し進めることができたと言える。

ところで、令制国としての国が、いつ成立したかについては、『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）から同十四年（六八五）の国境画定作業の際とする見解が一般的であった。しかし、その後、奈良県明日香村の石神遺跡から、天智天皇四年（六六五）の「三野国」と記す木簡が出土し、この国は国造のクニではないと考えられるので、既に天智朝には、令制国が存在していた可能性が強くなってきた。現在の大村市の範囲は、令制の火の国に所属していたと考えられるが、長洋一⁴は、火の国の成立を、六六一年頃としている。

また、六七〇年には、全国的な最初の戸籍である庚午年籍^{こうごねんじやく}が作成された。評の下の単位は、令制下では「里」で（のちに「郷」となる）、五〇戸によつて編成されたが、木簡によると、天武天皇十二年（六八三）以前は、「五十戸」と書くものもあり、六八一年以前は、すべて「五十戸」と表記する。当初は、天武天皇四年（六七五）の部曲^{ぶく}廃止までは、サト編成は旧部民集団を単位として実施されていたと考えられていたが、先の三野国木簡に「大山五十戸」とあったことから、六六五年には、領域的なサト編成が実施されていた可能性がでてきた。『和名類聚抄』^{わなふるいじゆしやう}（以下『和名抄』と略称する）によると、彼杵郡に大村郷が所在する。『肥前国風土記』には、彼杵郡に四郷あったと記しており、そのうち名前のわからない郷の一つが大村郷であった可能性が高い。大村^{おむらの}五十戸^{さと}が存在したとすれば、既にのちの里や郷と同じようなものとして、天智朝にあった可能性がある。

さて、天智天皇が亡くなると、翌六七二年に、天智天皇の子の大友皇子と、天智天皇の弟大海人皇子との間に、皇位継承をめぐる戦いが起きる。この壬申の乱に勝利した大海人皇子は、翌年即位して天武天皇となり、より中央集権的な国

家体制の形成が進んだ。六八三年から六八五年にかけては、先述した国境画定作業を進め、令制国の境界を明確化した。火の国が肥前国と肥後国に分割されたのは、この時の可能性が高い。また、その際に、評の境界も画定され、それまでの人間集団としての評（前期評）が、領域区画としての評（後期評）に転換したと推測される。道制も施行され、肥前国は西海道の一部となった。六八六年に天武天皇が亡くなると、その遺志は、皇后の持統天皇に引き継がれ、六八九年には、飛鳥浄御原令が施行された。六九〇年には、庚寅年籍こういんねんじやくが作成され、六九四年には、藤原京への遷都が行われた。更に、六九七年に、持統天皇が亡くなると、文武天皇が即位し、大宝元年（七〇一）には、大宝律令が完成した。これをもって、文字通り律令国家が完成に至ったと言いうことができよう。そして、和銅三年（七一〇）には、元明天皇によって、平城京への遷都が行われ、奈良時代が始まるのである。

註

- (1) 鎌田元二『律令公民法制の研究』 塙書房 二〇〇一
- (2) 関 晃『天化改新の研究』下「関晃著作集」第二卷 吉川弘文館 一九九六
- (3) 山中敏史『評制の成立過程と領域区分』東野治之ほか『考古学の学際的研究』昭和堂 二〇〇一
- (4) 長 洋二『筑紫・火・豊の国の成立』新版 古代の日本 三 九州・沖縄 下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉 角川書店 一九九一

第二節 『肥前国風土記』の世界

律令国家は、時間的にも空間的にも、支配を貫徹するため、歴史書と地理書の編纂を進めた。歴史書としては、和銅五年（七二二）に『古事記』が、養老四年（七二〇）には『日本書紀』が完成した。一方、地理書としては、和銅六年（七二三）に、元明天皇が全国に『風土記』編纂の詔を出した。「風土記」とは、諸国にその産物・地味・山川原野の名の由来・伝承等を報告するように求めたのに応じて進上された地誌である。恐らく提出時期に早い遅いの違いはあっても、全国のものが作成されたと考えられるが、現在大部分が残存するのは、常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五方国に過ぎず、これを「五風土記」

と呼んでいる。

『肥前国風土記』の成立年代は、天平年間ごろとされるが、そこには、その時点における神話・伝説が数多く採録されており、それによって、むしろ大化前代の社会を垣間見ることできる。以下、彼杵郡に関わる『肥前国風土記』の記事について見ていくことにしたい。

◆ 火の国の伝説

律令期の肥前国は、もともととは火の国が肥前国と肥後国に分かれて成立したものである。火の国の由来については、『肥前国風土記』の総記の部分に記述がある。

その説話は、前半と後半に分かれているが、前半は、崇神天皇の時代に、肥後国の益城郡の朝来名あきくの峰で、土蜘蛛の打うち猿さるら二人が徒衆ともがらを率いて天皇に逆らったので、肥君ひのみの先祖の健緒組たけおぐみを派遣して、討伐した話である。土蜘蛛を滅ぼした健緒組が八代郡の白髪山で泊まったところ、その晩、大空に火が自然に燃え出し、それが下って白髪山について燃え出したので、驚いた健緒組は朝廷に参上して、天皇に報告した。天皇は、火の下った国ということで、その地域を火の国と命名し、健緒組の勲功を取り上げて、火君健緒鉦ひのみ けんお かねという姓名を与えて、火の国を統治させたという話である。

後半は、景行天皇が球磨贈くま せま咿いを征討して、葦北あしきたの火流ひやがれの浦から乗船して火の国に至ったところ、日が暮れて上陸することができなくなった。その時、突然火の光が現れて、それを指して行くと、無事着岸することができた。そこで、天皇が火の燃える場所と、火をつけている主体者について尋ねたところ、地元の人が火の国八代郡の火の邑むらで、誰が燃やしている火かは分からないと答えた。そこで天皇は、この火は人間がつけた火ではないとして、この地を火の国という理由に納得したとする話である。すなわち、後半の話は、いわゆる不知火海で見られる「不知火」という自然現象の説明となっており、また前半で語られた火の国の由来を確認する内容となっている。

八代郡の火の邑は、『和名抄』の同郡肥伊郷ひいごう附近にあたり、現在の熊本県八代郡氷川町宮原附近に比定される。一般的

に、火の国の地名の由来は、阿蘇山がイメージされることが多いが、『肥前国風土記』においては、むしろ不知火で、火の国の本来の中心地は、現在の熊本県八代郡の氷川の河口付近であったことがうかがえる。氷川流域の野津周辺に六世紀頃の巨大な古墳群が集中的に築かれているので、これらを火の国を管掌した火君の奥津城と見なすことができる。火君は『古事記』中巻に神武天皇の皇子の神八井耳命かむやみみみの後裔氏族として見え、「国造本紀」によると、火国造でもあった。火君は、筑紫君磐井の反乱の後、筑前や肥前方面にも進出したと考えられている。すなわち、『続日本後紀』嘉祥元年（八四八）八月条には、肥前国養父郡人として筑紫火君が見えており、『日本霊異記』下巻には、松浦郡に居住した火君の説話が載っている。陸続きではない肥前国と肥後国が同一視された要因として、このような火君一族の肥前地方への進出が考えられる。やや時代は遡るが、肥後地方の弥生時代中期から後期にかけての脚台を持つ土器が大村扇状地の富の原遺跡で出土しているのも、肥前と肥後の密接な関係を示していると言えよう。また、後に敷設された古代の駅路が宇土半島から、島原湾を渡って島原半島へ達しているのも、大化前代の古い交通路を反映していると言えるかもしれない。

なお、『肥前国風土記』総記前段の末尾には「健緒君の勲を挙げ、姓と名を賜ひて火君健緒鉦と曰ふ。便ち、此の国を治めしめたまひき。因りて火国と曰ひき。後に兩ふたつの国に分ちて、前まへ・後あとのとす。」とある。すなわち、火君に火の国を管掌させた由来を記しているが、後にその火の国を二つに分割して、肥前国と肥後国が成立したとする。しかし、火君が管掌した火の国は、あくまで国造のクニであり、それを分割して、肥前と肥後ができたわけではない。のちの肥後国の領域には、「国造本紀」によれば、阿蘇国造、葦北国造、天草国造などの国造が存在したし、肥前国にも松津国造、末羅国造、葛津立国造が存在した。すなわち、『肥前国風土記』は、火国造の管掌した火の国がいきなり分割されて、肥前国と肥後国が成立したような書き方をしているが、その間に、後の肥前と肥後の領域に当たる巨大な令制火の国とも言うべき国が、大化改新以降に一時期存在したと考える必要がある。その令制火の国がいつ成立したかについて、先述したように、長は、六六一年の百濟救援軍派遣の頃としている。そして、令制火の国が肥前国と肥後国に分割された時期について、『肥前国風土記』は具体的に記していないが、天武天皇十二〜十四年（六八三〜六八五）の国境画定作業の時期と考える説と、持統天皇三年

(六八九)の「飛鳥浄御原令」施行の時期に考える説が存在し、前者の可能性が高いようである。

◆ 大村湾の真珠

次に、『肥前国風土記』は、彼杵郡の地名の起源について、次のような話を記載している。

球磨贈歌を滅ぼして凱旋した景行天皇は、豊前国の宇佐の行宮にあつて、従者の神代直は、彼杵郡の速来村に派遣し、土蜘蛛の速来津姫を捕えさせた。速来津姫は、自分の弟で健村の里に住む健津三間が、石上神の木蓮子玉という美しい玉を秘蔵していると告げたので、神代直は、健津三間をも捕獲した。健津三間は、木蓮子玉のほかに、白珠をも差し出し、川岸の村に住む篋築という人がやはり美しい玉を持っていることを教える。そこで神代直は、篋築を捕らえて玉を差し出させ、景行天皇に三種類の玉を献上した。天皇は、この国は玉が具わっている国であるとして、具足玉国と命名し、それが転訛して彼杵になったとする。具足玉と彼杵の地名を結び付けたのは、明らかに『肥前国風土記』編纂時のことづけであるが、説話自体は、この地域で暮らしていた人々についての興味深い内容を含んでいる。

初めに、ここに出てくる地名であるが、速来津姫のいた速来の村は、現在の佐世保市の早岐をその遺称地名とする。健津三間が住んでいた健村の里について、秋本吉郎①は、所在地不明としながらも、三河内(佐世保市三河内町)や城間(同城間町)という地名との類似から、早岐の東南の宮村付近ではないかとしている。一方、杉原敦史②は、佐世保市竹辺町付近に比定している。篋築が住んでいた川岸の村については、秋本はやはり所在地不明としながらも、川棚町の川棚川流域ではないかと推測している。一方、杉原は、単に川岸にあった村の意で、固有地名ではないと見なしている。

木蓮子玉は、イタビの実のような黒色の玉で、白珠は真珠に当たり、『肥前国風土記』に「三色の玉」とあるので、篋築の持っていた玉は、また別の色をしていたのであろう。白珠以外の玉が真珠かどうかは不明であるが、ちなみに大村湾は、かつて天然の真珠が採れ、明治以降は真珠の養殖が行われている。

真珠は、炭酸カルシウムであるため、長い間土中に埋まっていると消滅してしまい、発掘調査によって発見されることは、

極めて困難である。数少ない発掘例としては、福井県三方郡三方町の鳥浜貝塚③で、縄文時代の真珠が検出されている。また、古墳時代のものとしては、佐賀県唐津市浜玉町谷口の谷口古墳④から出土したとされるものがあるが、現在所在不明となっている。

真珠についての文献資料は、古くは『魏志』倭人伝に、正始八年（二四七）に、卑弥呼が亡くなって、魏の使節が帰国する際、小帝に卑弥呼の宗女壹与が、「白珠五千孔青大句珠二枚」などを貢したとある。同じ倭人伝の中には、「男子は大小となく、皆黥面文身す」や「今倭の水人、好んで沈没して魚蛤を捕え、文身したもて大魚・水禽を厭ふ」とあるように、潜水漁撈民の生活が描かれている。

『日本書紀』仁賢天皇六年は秋条には、難波玉作部鯉魚女と韓白水郎の婚姻譚を伝えている。新川登亀男⑤は、白水郎（海人）が玉作部の女と結婚したということは、白水郎と玉との深い関係を物語っているとする。また、『日本書紀』允恭天皇十四年九月甲子条には、天皇が鹿などの狩猟を行うために淡路島に出かけたが、いつこうに獲物がなない。そこでトったところ、島の神が、赤石の海の底にある真珠をとって祀ってくれるなら、獲物を授けようと告げた。これを聞いた天皇は、処々の白水郎を集めて潜水させたが、真珠をよくとる者はいなかった。ただ、男狭磯という阿波国長邑の海人が、諸の白水郎にすぐれており、腰に縄をつけて海底に潜った。そして、海底の大鰻の腹から真珠を得たものの、彼はそのまま息絶えてしまい、その墓は今に伝えられているという。この話から、真珠が祭祀の対象となっていたことがうかがえる。

『肥前国風土記』に出てくる彼杵郡の「三色の玉」もまた、本来は祭祀に用いられる神宝（レガリア）であったと想像され、これを取り上げるといふことは、在地首長の権威を失わせ、天皇に服属させるという意味がある。

彼杵郡浮穴郷の条では、やはり景行天皇が神代直を派遣して、天皇の命令に反抗して、無礼だったとする浮穴沫媛を滅ぼしたとし、これが浮穴郷の地名起源説話になっている。先に見た速来津姫にせよ、浮穴沫媛にせよ、土蜘蛛に女性の首長が見えることは注意すべきであり、彼女たちは、おそらく巫女的な存在として、共同体を担っていたのであろう。

三 神功皇后の新羅征討伝承

『肥前国風土記』は、彼杵郡周賀郷^{すか}について、神功皇后が新羅を征討しようとして、船をこの郷の東北のかたの海に繋いだ際、船のヘサキとトモをつなぎとめた杵が、それぞれ磯になったとする伝説を記している。この磯については、長崎市神浦西方の東シナ海上に浮かぶ大角力・小角力の岩礁に比定する説⑥があるが、『肥前国風土記』に郷の東北と記している方位に合わない。郷の東北に当たる海は、大村湾の南西隅で、後藤蔵四郎⑦は二つの磯を、時津港北方の黒島と二島に比定しており、妥当な見解と思われる。すなわち、この海は大村湾で、入海である同湾は、新羅征討等の際の軍港としての機能を持つていたことも推測されよう。

更に『肥前国風土記』は、大村湾に停泊していた神功皇后の従者の船が強風のため沈みかけた際、土蜘蛛の鬮比表麻呂^{うづつひおまら}が船を救ったので救郷^{すけむら}と言ひ、それが転訛して周賀郷になったとする。鬮比表麻呂という名の由来について、安野眞幸⑧は、アマが潜水した時の息づかい「鬮比表」から来しているとす。この説話から土蜘蛛が、海や船を操るのに長けていたことがうかがえる。おそらく大和王権が新羅へ出兵する際の水先案内人のような役割を果たしたのではないだろうか。

註

- (1) 秋本吉郎校注『風土記』 岩波書店 一九五八
- (2) 杉原敦史「古代における彼杵郡と松浦郡の郡境について―考古学的成果に基づく歴史学資料の再検討―」『西海考古』第8号 西海考古同人会 二〇二二
- (3) 鳥浜貝塚グループ「鳥浜貝塚 一九八五年度調査概報 研究の成果」 福井県教育委員会・福井県立若狭歴史民俗資料館 一九八七
- (4) 佐賀県浜玉町教育委員会「史跡谷口古墳保存修理予算報告書」 佐賀県浜玉町教育委員会 一九九一
- (5) 新川登龜男「日本古代史を生きた人々」 大修館書店 二〇〇七
- (6) 井上通泰「肥前風土記新考」 巧人社 一九三四
- (7) 後藤蔵四郎「肥前国豊後国風土記考証」 大岡山書店 一九三三

第三節 律令国家の空間支配

一 政治的領域

律令国家は、全国を畿内と七道に分割して支配した。畿内とは、都の周辺の国々を指し、現在の首都圏にたとえられる。それ以外の国々は七道のいずれかに分類され、現在の九州は、西海道に所属していた。これを統括する役所である大宰府は、現在の福岡県太宰府市周辺にあった。

道の下の行政単位が国や島で、現在の県ぐらいの大きさに当たる。大宝令段階では、五八国三島であったが、平安時代初期の天長元年（八二四）には、六六国二島となった。西海道は、大宝令段階では、九国三島から成り立っていたが、天長元年に多櫛島が大隅国に吸収合併されて九国二島となった。ただし、『日本三代実録』貞観十八年（八七〇）三月九日条には、肥前国から値嘉島を分離独立する申請を認めたとの記事があるが、『和名抄』や『延喜式』に値嘉島は見えないので、それほど長続きせず、やがて廃止され旧態に復したか、何らかの理由で設置が中止されたかのいずれかであろう。大村市の領域は、肥前国の一部に相当する。国には、大・上・中・下の四等級があった。肥前国は、『延喜式』では上国であるが、『日本紀』天平宝字元年（七五七）五月条に、肥前国に介一人を加えたことが見え、この時に中国から上国へ昇格した可能性が高い。肥前国を統括する役所である国府は、佐賀市大和町で発掘されている。

国の下の単位が郡であるが、『肥前国風土記』や『和名抄』『延喜式』によれば、肥前国は一一郡から構成されている¹。ただし、『律書残篇』には、一二郡と記している。現在の大村市の領域は、彼杵郡の一部に当たる。郡には所属する里（のちに郷と改称）の数で大・上・中・下・小の五等級があった。彼杵郡は、『肥前国風土記』では四郷からなるので下郡であつ

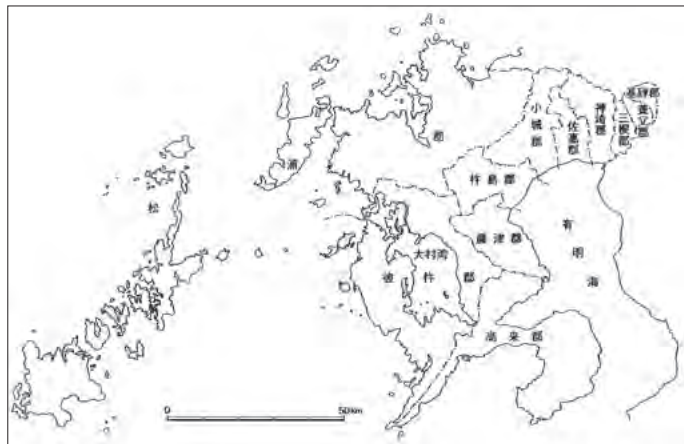


図1-1 古代肥前国の郡域想定図

(長崎県教育委員会編『原始・古代の長崎県 通史編』より)



図1-2 門前遺跡周辺図(太線は近世初頭以前の推定汀線)

(杉原敦史「古代における彼杵郡と松浦郡の郡境について」より)

たが、『和名抄』では二郷しかなく、小郡に下がっている。彼杵郡の範囲は広大で、大村湾・佐世保湾周辺と野母半島の西部に及び、松浦・杵島・藤津・高来四郡と境を接する。このうち、杵島郡及び藤津郡との境界は、明瞭であるが、松浦郡との境界には諸説がある。川井石寿(1)が指摘する佐世保湾口の向後崎から将冠岳、堺木、烏帽子岳、隠居岳、木原山を連ねるほぼ尾根線に沿った郡界線を考える説が一般的であるが、岡村広法(2)のように、彼杵郡がもっと北に入り込んで、佐々川が郡界であったとする説もある。最近、杉原(3)はこの問題を再検討し、相浦川をもって郡界と推定した。その根拠は、まず先述したように『肥前国風土記』彼杵郡条に見える、健津三間が住んでいた

健津三間が住んでいた健村の里を、佐世保市竹辺町付近に比定した。竹辺町に西接する愛宕町の門前遺跡(4)(図1-2)では、古墳時代前期から古代前半の須恵器などの遺物が旧河道から二次的状況で出土する。それに伴う遺構は確認されていないが、それらの遺物は竹辺地区を上流とする相浦川の支流である小立川旧河道跡からのみ出土するため、竹



図1-6 常陸国の律令郡域図
(白石太一郎『古墳と古墳群の研究』より)



図1-5 常陸における「国造国」の想定領域図
(白石太一郎『古墳と古墳群の研究』より)

と「地名＋十方位＋地名」(F形式)の二形式に分類し、後者は、「以」の直前に位置する地名(地域・地点)に隣接又は近接して、「以」の直後の方位に、ある地域・地点が存在することを示す形式ではないかとしている。そして、落石の岑の例は、『常陸国風土記』の後者の形式に相当するとする。ということは、落石の岑の注記の郡を郡域ととった場合、落石の岑自体は、彼杵郡そのものではなく、そこに隣接又は近接して存在することになる。あえて、そのことを示すために、ここではそのような特殊な語法が使われたと見てもよいのではないだろうか。

次に、高来郡との境界については、中世の資料や近世の絵図によると、野母半島の尾根線が郡界となっており、この郡界線が古代にまで遡る可能性が高い。ただし、このような細長い半島を縦に二分する形で郡界線が引かれるケースは、律令期の郡界としては、極めて珍しい。しかし、大化前代であれば、常陸国の場合のちの評や郡につながる国造の支配した国の境界が半島を縦に裂く形で存在していたと推定されるケースがある。すなわち、白石太一郎²⁾は、『常陸国風土記』

を検討することによって、それぞれの国造国の範囲を図1-5のように推定した。これと図1-6の律令期の郡界を比較してみると、例えば律令期の行方郡の範囲は、ほぼ霞ヶ浦と北浦には含まれた半島状の行方台地に相当するが、大化前代においては、ほぼ中央部に那賀国と茨城国の境界があった。同様に、律令期の信太郡の範囲は、ほぼ霞ヶ浦と小貝川（常陸国風土記）に見える毛野河）には含まれた半島状の地域に相当するが、かつてはやはりほぼ中央部に茨城国と筑波国の境界があった。すなわち、律令期に入ると、半島が一つの郡となるなど境界の移動が行われるが、これは陸を主体とした境界の引き方で、一般的に大化前代の国の境界は、海を中心にした線の引き方が多かったかもしれない。野母半島を縦に裂くような推定郡界は、海を基準として考えれば、彼杵郡の範囲が大村湾や東シナ海の周辺、高来郡の範囲が橘湾や有明海の周辺となつて納得がいくのである。通常、常陸国のように、律令期に入ると、今度は陸を中心として、境界線が引きなおされることになるようであるが、彼杵・高来郡の場合は、辺境のゆえか古い形が残ったのかもしれない。

二 郡家・郡家津と郡寺の整備

律令国家が、地方支配の拠点として、各郡に設置した役所が郡家である。国司が、中央の貴族が派遣されてくるのに対し、郡司は地方豪族からの選任、言わば現地採用である点に特徴がある。したがって、人々に直結した実務、例えば税の徴収等については、実質的に郡司が中心的な役割を担っていた。

郡家の構造は、大きく「郡庁」「正倉」「館」「厨家」の四つの部分からなる。郡庁は、郡家の政庁で、郡司以下が日常の政務をとつたり、儀式や饗宴の場としての機能をも備えていた。正倉は、農民からの租税や、出挙の利息稲を収納した施設である。館は、公的使臣の往来や国司の部内巡行等に際しての宿泊施設とみる説が有力である。厨家は、館の利用者や郡司・徭丁らに対する給食を職務とする施設であった。この他にも、郡家の管下にある施設には、郡内に別置された工房や、郡家の外港である郡家津が存在した。郡家津については後述する。

彼杵郡家の比定地については、東彼杵町彼杵宿郷付近と、大村市の郡川下流域とがある。『肥前国風土記』によれば、彼

杵郡家の位置は、浮穴郷の南、周賀郷の北西、速来門の東南となる。後述するように、浮穴郷については、その比定地が明確ではない。周賀郷は、一応、時津港付近、速来門は早岐瀬戸に比定されるが、そこから郡家との方位関係を考えると、東彼杵、大村両方とも当てはまってしまうので、決め手とはならない。東彼杵の地には、全長五八・八メートルの前方後円墳であるひさご塚古墳⑧が存在することが注目される。また、この地は、大村湾に面するとともに、近世には、長崎街道と平戸往還が分岐する交通の要所である。ただし、彼杵川が形成した沖積平野は、かなり狭いことも事実である。

一方、大村市の郡川下流域には、彼杵郡内で最大の条里地割が分布している。条里地割の成立については、後述するように、班田制が崩壊した十世紀以降においても形成が進む場合もあり、考古学による全国の発掘結果によると、十二世紀前後の時期の可能性を示唆して報告されている例が多い。その一方で、最近では、律令期に遡る例も徐々に見つかっており、複雑な様相を呈している。しかし、巨視的に見れば、郡家の想定地付近に、条里地割が発達していることが多い。三上喜孝⑨は、郡司が出挙を行ったり、また近年、郡家の発掘調査で、農具が出土する例があること等から、郡家には、農業経営の拠点としての意味もあったことを指摘した。郡家の周辺に条里地割が発達している場合が多いことも、当初は、まだ地割を伴っていなかった条里地域において、郡司が積極的に地割の形成を進めたとも考えられよう。このように考えると、特に条里地割の存在が確認されていない東彼杵よりも、大村市の郡川下流域に、彼杵郡家が置かれていた可能性が高い。また、ひさご塚古墳の存在は、確かに東彼杵の地に、有力な豪族がいたことを示すが、その年代は五世紀前半頃と古いのに対し、郡川下流域には、六世紀後半から七世紀初頭のものと同推測される鬼の穴古墳⑩が存在するので、後の郡司に連なると思われる豪族は、既にその時期には、大村にあったのではないだろうか。

具体的な郡家の位置について、歴史地理学の日野尚志⑪は、大村市沖田町の小字「蔵ノ町」(蔵ノ町)を、郡倉に由来する地名ではないかとしている。更に、日野は、旧沖田郷の範囲が、A—B—C—Dであることに注目して、A—B、A—Dの距離がほぼ六町であることから、郡川を北限とするA—B—E—Dを郡家域とした。日野の論文が発表された頃は、例えば国の役所である国府は、方八町の区画を持つと考えられていたが、その後の発掘調査の進展により、現在では否定的な見



図1-7 彼杵郡家想定地付近

(日野尚志「筑後国上妻郡家について」を改変)

ある程度の河川改修が行われた可能性もある。郡川の河口部には、郡家の津が形成され、彼杵郡内の物資の集散地となっていたであろう。郡家の津の整備に伴って、郡川の流路に手が増えられた可能性もある。なお、郡川右岸の氾濫原に当たる寿古遺跡⑬では、奈良・平安時代の土器が出土している。郡家の本体がどこにあったかについては、日野が示した方六町の郡家域にこだわらないとすれば、郡川左岸の自然堤防上の微高地などが候補地となるが、現在のところ、特定の場所を示すのは困難な状況にある。

ところで、一般的に郡家の近くには、郡司が祀る神社が存在していたと考えられる。郡川周辺に、史料的に、古代まで遡る神社の存在は知られていないが、この付近の古社として、大村市宮小路に昊天宮こうてんみやうが存在する。史料上の初出は、元徳四年（一一三三）の「某書下写」（福田文書）の「彼杵庄鎮守幸天大明神」であるが、「コウ」の音が郡に通じるので、古代ま

解が強い。郡家についても、歴史地理学の足利健亮⑭は、方二町から三町程度の区画を考えていたが、やはり発掘調査の進展によって、そのような外郭施設は存在せず、官衛施設が分散的に配置されている例が多いことがわかってきた。日野の想定する方六町の郡家域は随分と大きく、ここは条里施工地帯で、A-B、B-Eは、むしろ条里の里の界線ではないだろうか。なお、D点で郡川が直角に近く曲っているのは、好武城が乗る小丘陵にぶつかると考えられる。しかし、その後の大村湾までの現流路も直線的で、空中写真の判読によれば、郡川の右岸には、旧流路跡がいく筋も認められて、氾濫原を形成していたことがわかる。したがって、あるいは古代に、

で遡る神社の可能性がある。

また同様に、郡家の周辺には、郡司が建立した古代寺院が存在することが多い。これらは、東北・西南の辺境地帯には存在せず、反対に畿内とその周辺では、郷単位程度の分布を示すが、おおよそ一郡に一寺院の割合で存在する場合が多い。それらの年代は、白鳳期から奈良時代前半頃に建立されたものが多く、木下良¹⁴は、天武天皇十四年(六八五)三月壬申(二十七日)の詔、「諸国に、家毎ごとに、仏舎を作りて、乃すなはち仏像及び経を置きて、礼拝供養せよ」に見える「家」が郡家を指すとして、この詔との関連を指摘している。ただし、当詔は、例えば国分寺建立の詔のように、たぶん強制的なものではなく、むしろ寺院建立を奨励するようなニュアンスを持っていたようである。すなわち、当時の古代寺院は、まさに郡司層のステイタス・シンボルであり、仏教という新しい宗教による地域支配のイデオロギー的存在であった。それは、現代日本において、一時期、隣の町が文化センターを建てたら、うちの町も建てるといった感じで、横並びの流行現象が見られたのと同様であろう。古代の寺院は、宗教的な側面のみならず、様々な外来文化を伝える役割を有していたので、まさに文化センター的存在でもあった。したがって、先述したように、当時の郡司層は、自ら資財を投じて、積極的に古代寺院の建立を進めたのであろう。ただし、それらは一郡に一寺程度の単位で存在する場合が多かったため、ここでは郡の仏教行事を行うこともあり、また寺名も、それが正式の名称であったかどうかはともかくとして、郡名を付されて呼ばれる場合が多かったと推測される¹⁵。すなわち、それらの寺院は、徐々に公的な性格を帯びていったようである。

このような一郡に一寺程度の単位で存在する古代寺院について、坂本経堯¹⁶は「郡寺」と仮称し、この用語は広く使われた。ただし、坂本は、「郡寺」を郡立寺院の意味で使用しているが、建立に際して、行政体としての郡の公費が支出された形跡はないので、坂本の「郡寺」の定義はふさわしくない。山中¹⁷は、郡家と郡寺が一般的に至近距離にある場合が多いことに注目して、これらの郡司層が建立した寺院を「郡衙周辺寺院」と名付けている。たしかに、郡家と郡寺が至近距離にあることは多いが、それはやはり「郡寺」の属性の一つに過ぎないので、ここでは郡寺について「郡立寺院ではなく、本来郡司層によって私的に建立された寺院で、一郡一寺程度の単位で存在することが多かったため、やがて公的な性格を帯びること

が多かった寺院」と再定義して、この用語を使用することにした。

なお、辺境以外でも、そのような郡寺の存在が知られていない郡もある程度見られる。その場合は、郡司層が経済的理由で寺院を建立できなかったか、小規模な仏教的なものしか建てられなかったかということが考えられる。あるいは、まだ郡寺が遺跡として発見されていない場合も、もちろんあるであろう。彼杵郡の場合は、古代寺院の存在が現在のところ確認されていない。ただし、郡川周辺に、「郡七山十坊跡」と称する寺院跡群が存在し、伝承では古代の創建というが、特に古代の瓦や遺物の出土は知られていない。しかし、これらの中に、郡寺としての古代寺院であったものが含まれている可能性はある。なお、一〇坊のうち、延命寺の寺名を記す「紫雲山延命寺天平戊子念八月」と記す石柱が、大村市立史料館に所蔵されているが、山号を記していることから後世のものである。

なお、郡家は必ずしも一カ所に集中して存在するとは限らず、郡域が広がって統治しにくい場合は、別院と称する支所を置くこともあった。彼杵郡は、大村湾を中心に、大変広い領域を占めるので、当然、別院が置かれた可能性があるが、その位置を特定することはできない。

三 駅路の整備と変遷

中央集権国家体制をとる律令国家は、中央と地方を緊密に連絡する必要があるため、全国的に駅路を整備した。駅路に沿って、おおよそ三〇里(約一六キロメル)ごとに駅家を配置するが、駅馬の数は原則として、大路二〇疋、中路一〇疋、小路五疋ずつと定められていた。駅には、労働力の供給源として駅戸を、財源になる生産地として駅田を配属させており、駅戸の中から駅長を選出した。情報伝達の方法としては、特定の使者が目的地まで赴く専使方式と、文書などを駅ごとに国ごとにリレーで送っていく通使方式とがあった。駅制を利用するには、駅鈴が必要であった。駅路は、平野部では、可能なかぎり直線的に設定され、幅は、七世紀後半から八世紀は、約九〜一二トイあったが、九世紀の初めごろに、約六トイに狭められた所が多いようである。駅路は、都から地方へ放射状に六本出ていたが、西海道の場合は、同様に、「遠の朝廷」

と呼ばれた大宰府から、九州各地へ六本の道が発していた。

平安時代に成立した『延喜式』によれば、肥前国には一五の駅家を記しており、西海道は小路に当たるので、各駅に基本的に五疋ずつの駅馬を配していた。そのうち、彼杵郡には新分駅が置かれていたと見なされる。奈良時代に成立した『肥前国風土記』では、彼杵郡に二駅が記されていたので、一駅減少していることがうかがえる。すなわち、奈良時代までは、東彼杵と大村に駅家があったのが、平安時代初期に、両駅は廃止されて、現在の大村市旧草場郷に新しく新分駅が置かれ、その際に駅路も、多良岳の中腹を走るルートに変わったと見なされる。これによって、駅路の距離が大きく短縮された。この措置は、あるいは、平安時代に入ると現れてきた新羅海賊等に対する防衛強化の意味をもっていたかもしれない。

以下、彼杵郡を中心に、具体的な駅路のルートについて述べるが、便宜上まず『延喜式』に見える平安時代のルートを取り上げ、その後、『肥前国風土記』に見える奈良時代のルートについて記す(図1-8)。「延喜式」において、新分駅の前駅である塩田駅の位置については、佐賀県嬉野市塩田町馬場下の小字「塩田」付近に比定する説(18)と、同市嬉野町吉田の印役社付近に比定する説(19)があるが、いずれにせよ、

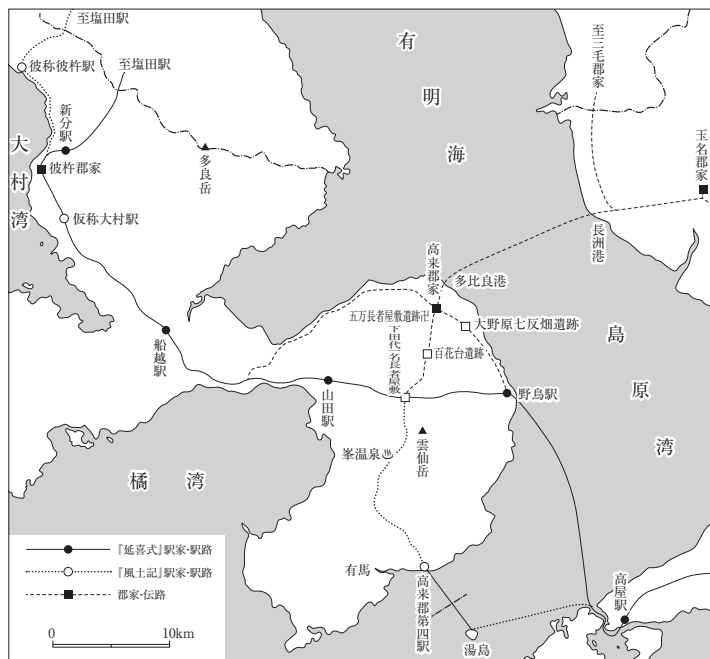


図1-8 肥前国彼杵・高来郡の古代駅路概念図

(木本雅康『古代官道の歴史地理』より)

彼杵郡の領域には、長崎県東彼杵郡東彼杵町遠目郷から入ることになる。そこで、新分駅の位置については、後述するように、大村市草場に比定して、そこまでの経路について述べる。

木下(20)は、塩田駅から新分駅までの駅路は、多良岳西北麓の高原地帯を通過するとして、吉田川の谷を溯つて、約五八〇m、約五二〇mの二峠を越えるとしているが、後者の峠が、藤津・彼杵郡界の図1-9A点に当たるといえる。ここには、現在「百貫石」と呼ばれる高さ約一・二m、幅約一・八mの自然石が建っている(写真1-1)。その由来については、次のような伝説がある(21)。江戸時代この地の領有をめぐる、鍋島藩と大村藩の間で争いが絶えなかったが、天明七年(一七八七)両藩の間で合意が成立した。それによると、この百貫石の上に立ち、遠目の山々を見渡せるだけの地域は、大村藩の領有とするということであった。現在、百貫石の位置は、県道改良工事のため、北西に約三〇m移動しているという。右の伝説によれば少なくとも近世には、この石が存在していたことになるが、あるいは、もともと駅路に沿って、藤津・彼杵郡界に置かれたものではないだろうか。すなわち、後述するように、想定駅路に沿って、立石の存在が知られ、彼杵・高来郡界の火の見峠にも同様に、想定駅路に沿って、「弁慶の足形石」と呼ばれる石が存在するからである。ここから新分駅想定地(図3-9B点付近まで、おおよそ直線的な現在道が通っており、この道路がほぼ古代の駅路を踏襲したものと考えたい。旧版地形図によれば、東彼杵町の倉谷付近に、この道に対して「有坂」(図3-9C点と記してあり、明治年間ごろまで比較的よく使用されたルートと推測される。



写真1-1 百貫石

新分駅の位置について、木下(22)は、大村市旧草場郷(現草場町・野岳町)の小字立石・馬込・京辻・今道付近に比定している(図1-10)。これらの小字地名に沿って、東北から西南へ通る小字界となった現在道(D-E)が、先に述べた想定駅路に連なるものである。立石は、駅家想定地や駅路の渡河点等に、しばしば見られる地名である(23)が、ここでは、想定駅路に沿って小字「立石」の地に、実際に自然石が立っている(写真1-2)。高さは約

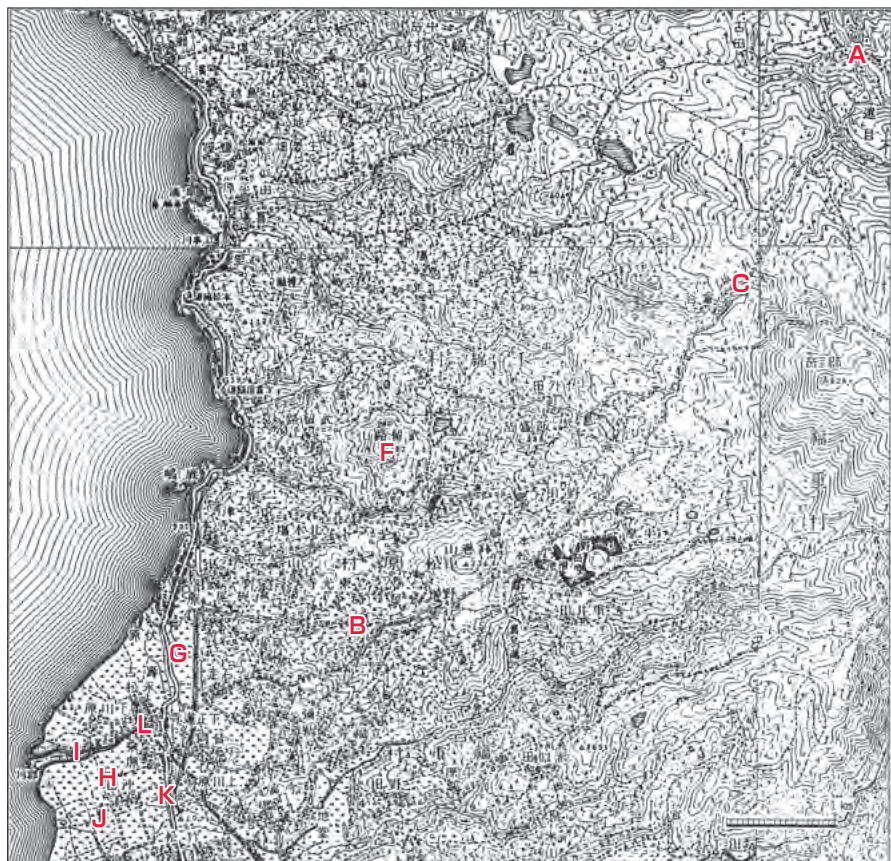


図1-9 新分駅付近の想定駅路 (明治33年測量1/5万地形図「鹿島」「諫早」、明治34年測量1/5万地形図「早岐」「大村」より)



写真1-2 大村市野岳町小字「小堂ノ峯」の立石と想定駅路

二・四メートル、幅は約一・六メートルある。地元では石立権現、山伏墓やんぼくぼと称しており、落人伝説を伝えている。この付近は、見晴らしの良い舌状台地で、駅家の位置として適当と考えられる。なお、想定駅路を二〇〇メートルほど東に登った野岳町の小字「小堂ノ峯」の地にも、高さ約一・二メートル、幅約一・四メートルの立石が存在する(写真1-1)

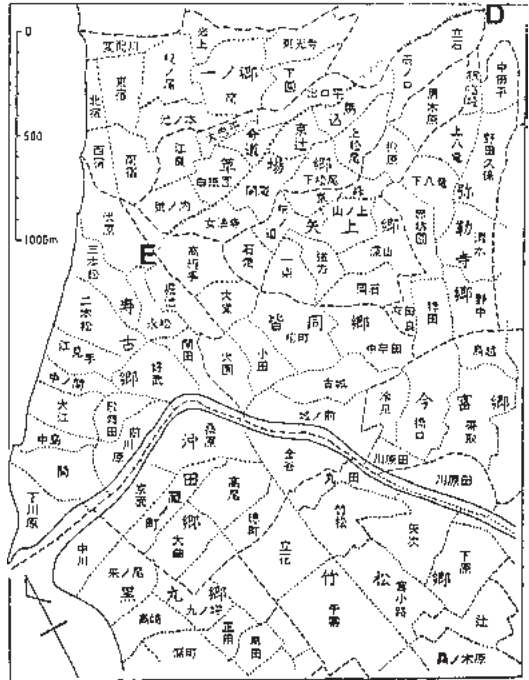


図1-10 新分駅及び彼杵郡家想定地付近
(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅳ』に加筆)

い込むのに適した地形の場所を指すとしている。すなわち、それらの一部は、駅家想定地付近にあり、すべての駅馬を常時厩舎に繋留しておく必要はないので、非番の馬は、このような馬込に放留されていたのではないかとするのである。当地の馬込の場所も、まさにそのような地形なので、付近に駅家が存在した可能性は高いであろう。なお、新分の駅名の由来について、木下は、これを「ニイキタ」と読んで、『肥前国風土記』には、はじめ彼杵郡に二駅があり、これを後に一駅にまとめて、新たに付け置いたことによるとする。

次に、船越駅の位置を、諫早市旧船越名付附近に想定して、新分駅からの経路について検討する。多良岳山麓を降りてきた想定駅路は、平野部に入ると土堤状の道となるが、この付近の小字地名を「高縄手」(図1-9c)と称する。ここから駅路は方向を変えて南下したと見なされるが、郡川の左岸付近に彼杵郡家が想定される。



写真1-3 大村市野岳町小字「小堂ノ峯」の立石と想定駅路

3. さらに、ここから想定駅路を西に約一・五キロ南下した小字「関庵」の地にも、高さ約一・二メートル、幅約二・〇メートルの立石が立っている(写真1-4)。次に、木

下(23)は「馬込」地名について、一般的に奥行の浅い谷の入り口に位置して、谷口を塞げば馬を囲



写真1-4 大村市草場町小字「関庵」の立石

ここより南の駅路のルートについて木下(24)は、大村扇状地を郡川沿いに扇頂部に近い池田に出て、山麓伝いに大村に至ったとしている。この付近において、明瞭な直線道の痕跡は認められないが、大村市植松と、武部町(図1-11M点)に、それぞれ「立石」の小字地名が存在することは、一応注目される。後者については、大野安生(25)が、「暗小路」と呼ばれる道路に沿って、小字「立石」に隣接する小字「武部」の地に、実際に石が立っていることを指摘している(写真1-5、図1-18P3点)。立石の大きさは、高さ約一・六m、幅約一・〇mである。

さて、大村扇状地以南からは、再び駅路を踏襲したと考えられる道をたどることができ、すなわち、木下が、木場・久原の大字界になつているとして取り上げたN-O道と、鈴田川の谷において、現国道三・四号線にほぼ平行するP-Q道である。これらは、いずれ長崎街道の一部に当たり、古代駅路を踏襲したものと見なされる。そこで、長崎街道の路線を参考にしながら、更に想定駅路として、R-N-O-S-T-P-Qまで広げて考えることができる。R-N間は、大村市須田ノ木町と玖島との大字界になつている。図1-11O点の西北で、部分的に道が蛇行しているのは、後世勾配を緩くして登りやすとした結果と考えられ、本来の駅路は直登していたであろう。また、想定駅路の屈曲点に当たるのと見なされる図1-11S点や図1-11T点は、それぞれ丘陵の先端に当たるので、それらが目標物であったと考えられる。

さて、図1-12Q点付近から想定駅路は南東に方向を変えて、火の見峠(図1-12R点)を越えるが、この部分も、ほぼ長崎街道のルートと同じと見て良いようである。ただし、図1-12S-T間の長崎街道は、東寄りに大きく図1-12U点まで迂回するが、駅路は、この間を直線的に結んでいたであ



写真1-5 大村市武部町小字「武部」の立石

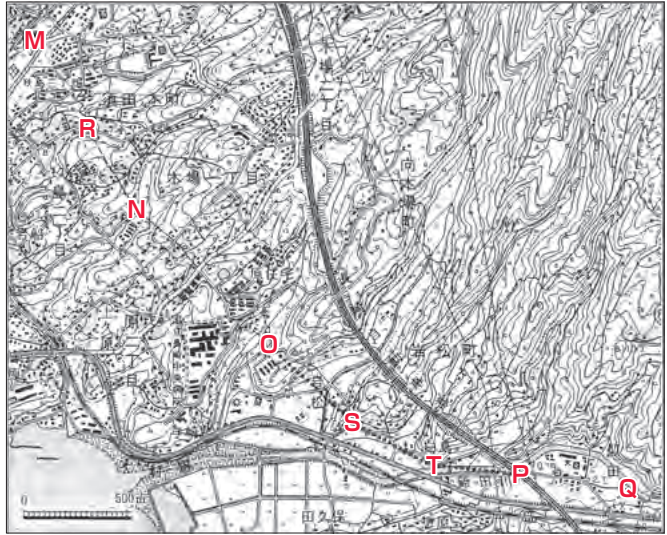


図1-11 新分—船越駅間の想定駅路 (1/2.5万地形図「大村」[諫早]より)

以上のような「足形」地名は、巨人伝説にちなむものである。

さて、想定駅路は、諫早市永昌町(図1-12W点)付近に達した後、城山と上山のギャップを通ることによって、本明川の攻撃斜面を避けたであろう。そこから先は、島原鉄道の経路付近を通って、X点へ達したと推測される。

船越駅の位置について、木下(28)は、諫早市の旧船越名から旧原口名(現船越町・立石町・上野町・野中町・西郷町付近)にかけての台地に比定している(図1-13)。船越名には、小字地名として「船越」「東上ノ馬場」、通称地名として「立石」がある。



写真1-6 弁慶の足形石

ろう。

火の見峠は、彼杵・高来郡の郡界に当たり、「弁慶の足形石」と称する巨石が存在する(写真1-6)。高さは、約一・二メートル、幅は約二・二メートルある。ちなみに、火の見峠への登り口の部分に沿って、小字「足形」(図1-12V点)がある。この小字地名は、福岡県行橋市の大字矢留にもあり、そこは帯状の窪地となっており、そのほぼ延長線上で古代の駅路が発掘されている(26)。また、木下(29)は、佐賀平野の肥前国の想定駅路に沿って、「うーわしがた(大足形)」「ウーシト(大人)さんの足形」の通称地名が存在することを指摘しているが、これらは、駅路の大規模な切り通し遺構のすぐ近くである。

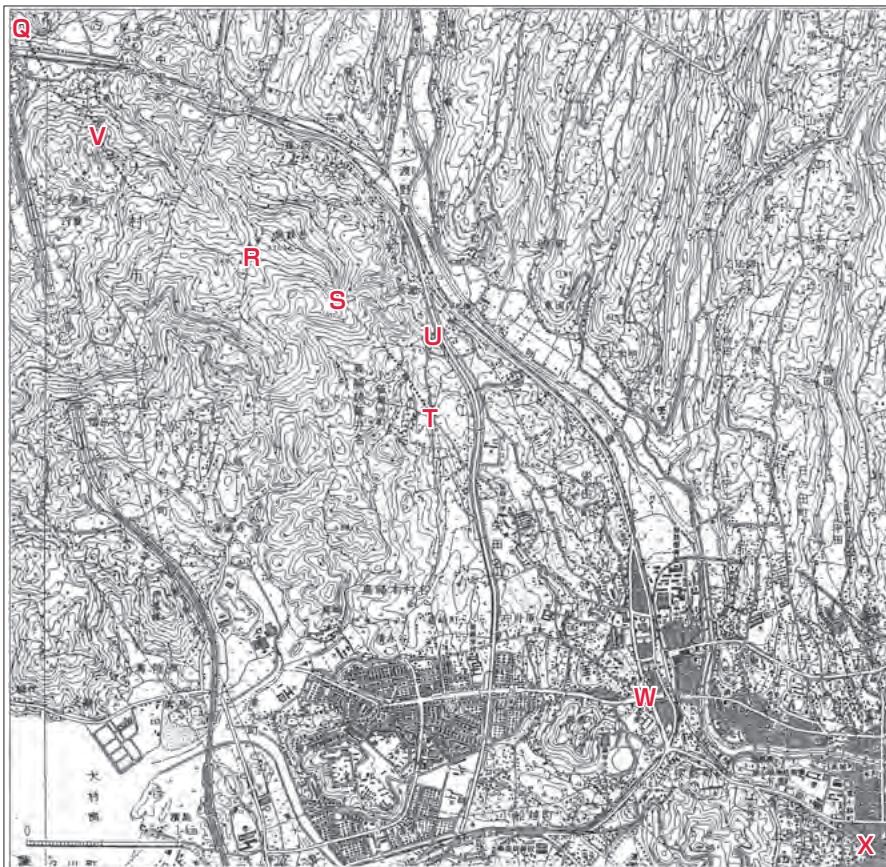


図1-12 火の見峠付近の想定駅路 (1/2.5万地形図「大村」[諫早]を縮小)

また、原口名には、小字地名として「西上ノ馬場」「東泉野」「西泉野」が存在する。更に木下は、船越名の小字地名として「埋津」「船繫」が見えることから、本明川の支流半造川による水運の便もあつたのではないかとしている。なお、船越名の東北に接する幸町から仲沖町・旧仲沖名にかけて広がる田井原条里²⁹は、九坪程度の地割が認められ、駅田との関係が考慮される。

以上で『延喜式』における彼杵・高来郡の駅路の経路についての記述を終えることにするが、次に『肥前国風土記』当時の駅路について検討することにした。まず、彼杵郡については『延喜式』では、新分一駅であるのに対し、『肥前国風土記』では、駅名が

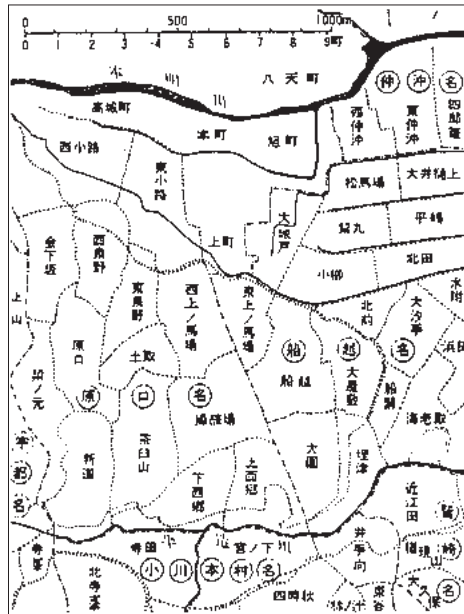


図1-13 船越駅想定地付近
(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路IV』より)

彼杵町の地にあり、それが後に、大村市の郡川下流域に移転したことが契機となつて、駅家の統合と駅路の変更が行われたとしている。その時期について木下は触れていないが、もし全国的な駅家・駅路の再編成の時期にあたる平安時代初期であるとすれば、木下説では、おおよそ奈良時代まで、郡家は、東彼杵町にあったことになる。しかし、郡川下流域に、鬼の穴古墳が存在することや、明瞭な条里地割が見られることなどからすると、仮に郡家の移転があったとしても、时期的に遅すぎるのではないだろうか。また、駅路の変更と郡家の移転との間には、直接的な関係はないのではないだろうか。筆者³⁰は、駅家の統合及び駅路の変遷については、一応全国的な駅家・駅路の再編成の時期である平安時代初期を考え、彼杵郡家は、はじめから大村市の郡川下流域にあったか、もし当初は東彼杵町に存在したとしても、それは評家の段階からいまで、奈良時代には、大村に移っていたのではないかと考える。

それでは以下、東彼杵町と大村市にあったと想定される駅家を、それぞれ彼杵駅・大村駅と仮称して、その付近の駅路

不明なもの駅数は、二カ所となっている。この問題について木下は、『肥前国風土記』の段階では、彼杵と大村にそれぞれ駅家があったが、後に駅路のルートに変更があり、それに伴って両駅を廃止して、その中間に置いたのが『延喜式』に見える新分駅であるとしている。そして、先述したように、木下は、新分の駅名が「新たに分け置いた」ことから名付けられたとする。極めて妥当な見解であるが、駅路の変遷の時期や理由はどうかだろうか。

木下は、当初の彼杵郡家は、その地名や、ひさご塚古墳の存在、また交通の要所であることから、現在の東

について検討する。

仮称彼杵駅の前駅である『肥前国風土記』当時の塩田駅の位置については、嬉野市塩田町馬場下の小字「塩田」付近に考える説³¹と、嬉野市嬉野町下宿付近に考える説³²がある。いずれにせよ『肥前国風土記』当時の駅路が、俵坂峠を越えて彼杵郡の領域に入ったことは間違いないであろう。したがって、後世の長崎街道のルートが、おおよそ古代の駅路のルートを踏襲していると想像される。俵坂峠下の坂本郷の地名は、中世以前の資料には未確認のようであるが、この地名は、一般的に『和名抄』の郷名として、古代の駅路が峠にさしかかった所にしばしば見られるので、あるいは古代に遡る地名である可能性もある。

仮称彼杵駅の位置については不明確であるが、東彼杵町彼杵宿郷付近が有力であろう。近世の彼杵宿の中心は、彼杵川の右岸で、したがって長崎街道は、ここを経由するために、彼杵川を一度渡ることになるが、古代にはその必要がないので、駅家は、彼杵川左岸の平野部に置かれたのではないだろうか。彼杵評(郡)家が存在したとすれば、その位置についても検討しなければならないが、明確な比定地は無い。ひさご塚古墳の近くに、駅家を併置していたとも考えられよう。

次に、仮称彼杵駅から仮称大村駅までの経路は、まず途中の、大村市郡川下流域に想定される彼杵郡家までは、ほぼ大村湾沿いに南下する近世の長崎街道のルートと、同じと考えてよいであろう。この区間は、丘陵が海に迫って通りにくいがりとして丘陵上も大村湾に注ぐ川の河谷がいずれも深いので、駅路の通過地としては適当ではない。止むを得ず海岸沿いを通らなければならないので、このことが後に多良岳の中腹を横切る『延喜式』駅路のルートを通過させる要因となったのかもしれない。なお、崖崩れなどで、このルートが使えなくなった際には、臨時的に彼杵港から、大村市松原の港や、彼杵郡の郡家津が想定される³³郡川の河口部へ、大村湾を船で渡ることも考えられていたのではないだろうか。彼杵郡家以南は、『肥前国風土記』当時の駅路と、『延喜式』当時の駅路とは、ほぼ同じコースであったと推測される。

仮称大村駅は、『和名抄』の彼杵郡大村郷に存在したと考えられる。なお、『延喜式』には、実際に大村と称する駅家が存在し、これを『和名抄』の彼杵郡大村郷に比定する説³⁴もあったが、松尾禎作³⁵等は、佐賀県旧東浜玉町の大村に比

定した。現在の唐津市浜玉町湖上・浜玉町谷口・浜玉町岡口・浜玉町五反田・浜玉町南山に当たる。このうち、浜玉町五反田には、藤原広嗣を祀る大村神社があり、またこの境内を中心に布目瓦が出土し、奈良時代頃の知識無怨寺廃寺跡と称されている。その後、西方の唐津市市原の中原遺跡³⁶で、「大村郷」と記された木簡が出土した。松浦郡大村郷は、『和名抄』に見えないが、『肥前国風土記』に記す松浦郡の一一郷の内の一つと考えられ、後に廃止されたのであろう。したがって、『延喜式』の大村駅は、やはり松浦郡に存在したと考えるべきである。

さて木下は、彼杵郡大村郷の中心地について、大上戸川流域の乾馬場・諏訪・武部の一帯を想定し、古町・陣ノ内・乾馬場・横馬場・裏馬場などの字名に注目している。恐らく仮称大村駅は、この付近にあったと推測されるが、大上戸川流域には、若干の条里地割³⁷が見られる。ここから、船越駅までの駅路は、『延喜式』駅路のルートと同じであったと推測されるので省略する。

なお、貞観十八年(八七六)に、值嘉島の設置が認可されるが、それに伴って島府が置かれれば、大宰府から駅路が通じなければならない。值嘉島府の位置については、平戸か田平が考えられるが、木下³⁸は、平戸市田平町深月免の小字「馬ノ元」と通称地名「万場」について、駅家関係地名ではないかとし、島府へは彼杵郡家から連絡したと推定している。恐らく新分駅から分岐して北上していたと思われるが、近世の平戸往還は、峠を越えて直線的に通っているので、古代駅路を踏襲した道である可能性がある³⁹。また、佐賀県唐津市相知町付近に比定される磐水駅から、川内峠を越えて、島府へ連絡する駅路もあったかもしれない。最も、值嘉島の存在は、『和名抄』や『延喜式』には見えず、実現しなかったとする解釈もあり、成立したとしても短期間で廃止されたと考えられるので、駅路の整備がどの程度行われたかは判然としない。

四 烽

烽は、律令国家の通信施設である。昼は煙をあげるが、夜は煙は見えないので、火を焚く。文献的な記録としては、『日本書紀』天智天皇三年(六六四)に、対馬・壱岐島・筑紫国等に防人と烽を置いたという記事があるのが最も古いものである。

これは、前年の白村江の敗北をうけて、唐・新羅の連合軍の侵攻に備えての措置であった。烽の制度については、律令の中の「軍防令」に関係条文が存在する。それによると、烽の間隔は四〇里が原則で、現在の距離に直すと約二一キロメートルに相当する。したがって、駅間距離よりも若干遠い。烽の管理は、二人の烽長が三つの烽を担当するが、一つの烽には、そこで働く烽子カキが四人つくことになっていた。恐らく二人ずつの昼夜交代で、二四時間前方の烽を見張っていたのではないかと思われる。烽を放つとは、先述したように、昼は煙をあげ夜は火を焚くことをいうが、煙の場合は一刻二三分の間、火の場合は一炬カキ（一束の火炬が燃える間）の間に、もし伝達先の次の烽が反応しなかった場合は、脚力すなわち人間が走っていつて連絡しなければならなかった。当然一カ所でも連絡が途切れると、烽の意味が無くなってしまふからである。したがって、なるべく烽は、駅路のそばにあった方が都合がよいことになる。それから余り高い山に烽を設置すると、いちいち下りて行くのが面倒であるし、管理するのも大変である。あくまで前後の烽が見通せればよいのであるから、その条件内で、むしろできるだけ低い、独立した丘のような場所に烽を設置してはならないかと思われる。燃料にする火炬というのは、乾燥させた葦を心にして、その上に乾草を用いて節を縛り、その節のまわりに松明をさしはさんだものである。そして、火炬一〇具以上を建物の下の架に積んで、雨に濡れないようにして貯えておくことになっていた。一方、煙をあげる場合は、よもぎ・藁・生柴などを混合して燃やした。

なお、『延喜式』によれば、烽を放つ際の規定として、大宰府管内の諸国では、外国・日本ともに国家の使節の船ならば烽一炬、賊なら二炬、更にそれが船二〇艘以上の場合は、三炬をあげることになっていた。それによって、簡単な情報の識別ができることになるが、ただし、そのためには、火炬の配置が問題になる。すなわち、煙をあげる場所をある程度離しておかないと、上で煙が混ざって区別がつかなくなる危険性がある。再び「軍防令」を参照すると、火炬は原則として、たがい二五歩約四五メートル離して置くことになっていた。そのほかにも、律令には烽についての規定があるが、現実にそのようなものが存在して機能していたのだろうかという疑問もあった。

ところが、平成七年（一九九五）に、栃木県宇都宮市の飛山城トビヤマという中世の城跡で、「烽家」と書かれた墨書土器が発見

れ、それがまた小城郡の両子山で南部線と統合され、佐賀平野を東進して大宰府に達するものとした。このうち、彼杵郡と関わるものは、中部線で、福江島の権現岳を最前線とし、これを中通島の三王山が受けて、江ノ島の遠見岳、松島の遠見岳、川棚・東彼杵町界の虚空蔵山を経て、八幡岳に伝達する。このうち、二つの遠見岳と虚空蔵山が彼杵郡に所属する。岡村の論考は、肥前国全体の烽のネットワークについて、地図上に呈示した唯一の研究であり貴重であるが、若干の問題点もある。まず、先述したように、烽は、その管理や、通じなかつた時の連絡の便を考えると、むしろ低い山の方がよいが、岡村は、高来郡の烽の一つを多良岳に考えており、これは高すぎて不適當であろう。また、全体的に、駅路との関係も考慮されていない。更に、高来郡には、『肥前国風土記』によると、烽が五カ所も置かれていたが、これは、有明海に侵入する外敵を想定していたことによると推測される。とすれば、当然その入口に当たる野母半島の先端に烽が必要なのではないだろうか。久保山善映(42)は、野母半島の先端に位置して、日山神社を祀る日野山(権現山)に、彼杵郡の烽を比定している。また、筆者(43)は大村市・東彼杵町界の武留路山がその形状や駅路に沿っていることから、古代の烽が置かれていたのではないかと述べたことがあるが、これに通じる前後の烽については、特に考察していない。烽の位置の比定については、岡村のように、全体のネットワークを考慮しないと意味をなさない。最近では、コンピューターを利用することによって、ある地点からの可視領域を簡単に示すことができるようになってきた。したがって現地調査を行いながら、このような新しい方法を併用することによって、肥前国の烽を再検討するべきであろう。

五 水上交通

古代律令国家は、陸上交通主義とでも言うべき性格を持っていた(44)。すなわち、国家の基本を定めた令に、駅制や伝馬制に関する条文は存在するが、航路、港(津)の管理・維持組織、水上交通運行などの諸規定が存在しないのである。また、調庸の納入に、海路を禁止し、わざわざ陸路を人担方式で納入させていた。しかし、周囲を海に囲まれ、山がちな日本列島は、古くから水上交通が発達しており、特に内海や多島海が多い肥前国西部は、陸路より水路の方が便利な場合が多く、

律令制下においても、実際には、民間レベルの水上交通が活発であったと推測される。ただ、そのような状況は、文献史料には残りにくい。また、陸の道は地表に痕跡が残る場合があるが、水の道は、直接水上に痕跡を残すことはなく、港の遺跡も発掘調査では分かりにくい。以上のように、古代の水上交通について知るのは困難であるが、以下若干の手がかりをもとに、彼杵郡の水上交通について見ていきたい。

まず、佐世保市愛宕町から竹辺町にかけて、弥生時代から中世までの複合遺跡である門前遺跡⁴⁵が存在する^{図1-2}。同遺跡については、杉原⁴⁶の考察があり、それによりながら、この遺跡の性格について考えてみたい。門前遺跡の位置は、相浦川の下流域に当たり、川を下ると、いわゆる九十九島の多島海が展開する。遺跡西の相浦川対岸には、標高約二五九⁴⁷の愛宕山がそびえている。この山は、遠く五島沖からも視認されるので、杉原は、前近代の有視界航行の時代におけるランドマークとしての性格を見ており、門前遺跡成立の根幹をなす要因になった山としている。弥生時代後期から古墳時代初期の門前遺跡は、長崎県本土における大規模な拠点集落の一部と見なされるが、集落の中心は、東から東南の竹辺地区周辺の微高地にあったと推測されている。注目すべき出土遺物としては、中九州の黒髪式の系譜を引く、台付甕を中心とする土器群があり、現在確認されているところでは、長崎県北部における同系弥生土器が出土する北限となる。当遺跡について杉原は、同地域海人集団の西北九州における進出拠点の一つであったとしている。また、墓制については、弥生時代後期から古墳時代初期の箱式石棺墓等が見られ、そのうち小児用と推測される小型のものは、同様のものが東彼杵町の白井川遺跡⁴⁷や、大村市の富の原遺跡⁴⁸でも確認されている。したがって、当遺跡周辺地区と大村湾東沿岸地区には、強い生活文化の共通性があるが、大村湾から佐世保湾に進出した有明海沿岸の海人集団が、中九州と西北九州との通行に重要な役割を果たしたと推測されている。


古墳時代前期から古代前半については、須恵器などの遺物が旧河道跡から二次的状況で出土するが、遺構は確認されていない。遺物の出土状況から、当該地域の中心は、それまでと同様に竹辺地区にあったと見なされている。門前遺跡では、十世紀の越州窯系青磁などの初期貿易陶磁器や緑釉陶器、十三世紀前半までの大量の貿易陶磁器や畿内産瓦器が出土し、

遺跡周辺で行われた海外や、畿内など国内遠隔地との盛んな交易を物語っている。遺物量は非常に多く、当地だけで消費できるものではなく、近隣に消費地たる場所も確認できない。したがって大部分は、商品として大宰府や博多などへ搬送する前に、いったん当地に荷揚げされた際、運送中の破損など何らかの理由により廃棄されたものと推測されている。杉原は、十世紀の門前遺跡の性格について、彼杵郡家が管轄した郡津で、大村湾という内海を中心に展開した彼杵郡の外港として機能し、交易港も兼ねたとしている。また、杉原は、『肥前国風土記』彼杵郡条に見える健津三間が住んでいた健村の里を、門前遺跡付近の佐世保市竹辺町付近に比定し、健津は、港の名に由来するとして、門前遺跡周辺に存在した港の名を健津とした。

ところで、高重 進⁴⁹は、郡家の外港を「郡津」と呼ぶことを提唱した。例えば、讃岐国の多度津は多度郡の、中津は那珂郡の郡津であったとする。木下⁵⁰は、律令制下では特に正倉は郡家に多く設置されたから、春米^{しゆまい}などの輸送に郡津が必要とされたとしている。一方、千田 稔⁵¹は、古代史料に見える制度的なものではないと断った上で、国府の外港また国府自体が港としての機能を持つものを国府津、貢納物などの輸送に国ごとに指定されたとみられる港を国津と称している。木下⁵²は、国府津は、国府関係の人員が乗下船するのに便利な最寄の海岸にあるのに対し、国津は国内の物資を集散するのに便利な、大河の河口に立地することが多いとしている。したがって、国府津と国津は、別地になることもあるわけだ。越前国の国府津は、福井県南条郡河野村の河野浦^{かわのうら}に、国津は九頭竜川河口の三国湊に比定されている。このように、国府津と国津とを区別する考え方を郡に適用すると、郡津の他に、郡家津という名称を考えられた方が良さそうである。すなわち、これまで郡津と呼んでいた郡家の外港は、むしろ国の場合の国府津に対応するものであるから、郡家津と呼んだ方が適当であろう。そうすると、国津に対応するのが郡津となる。国津は、国内の物資を集散する港であるから、郡津は、郡内の物資を集散する港と定義した方が適当であろう。ところで、杉原は、「政治的領域」の項で述べたように、相浦川を彼杵・松浦郡界とするので、文字どおり門前遺跡は、彼杵郡の北端になる。したがって、大宰府への海路による物資の運搬を考えた際、大村湾沿岸のみならず、外洋に面した西彼杵半島西部や野母半島西部からの物資を集めるのに、好都合な位

置にあるといえる。

一方、佐賀市内に比定される肥前国府へ、海路で物資を運ぶ際は、東シナ海から有明海へ入り、国府の外港である嘉瀬津から嘉瀬川を遡ったと考えられるが、この場合、西彼杵半島、野母半島、島原半島を迂回しなければならず、時間を要する。杉原は、弥生時代後期に、大村湾を通して、有明海沿岸地域の海人勢力が進出した際、諫早市の船越周辺の地峡を越えて、大村湾を通ればショートカットできるので、時間的ロスが小さくなり、また安全性の面からも、波高い外洋より静かな内海の方がよいことを指摘している。この状況は、古代においても同様であったはずなので、物資の量や船の規模によつては、文字どおり船越をすることによって、大村湾から直接、有明海に入ったことも考えられよう。

その付近に、『延喜式』の船越駅が存在することも、その名称において注目される。すなわち、平安時代には当地に、既に「船越」の地名があり、船越駅は、七世紀後半まで遡る可能性が高いので、この地名は更に古くから存在したと推測される。ただし、船越駅が想定される諫早市旧船越名（現船越町）の西約一・五キロメートルの地にも、小船越おぶなこし町の地名があり、古代に実際に船越をしていた場所は、地形的に見て、むしろこちらの方が適当であろう。つまり、駅路や駅家の成立以前から、ここで船越をしていたことよつて、「船越」の地名が生まれ、それはある程度の範囲を指す地名として広がっていたと推測される。そこへ、この付近に駅路が開通し、駅家が置かれるに当たつて、地名をとつて船越駅と命名したと思われる。やがて、開発が進むと、それに伴つて、本来の船越の地と駅家の周辺の船越との間に新しい地名が生まれ、それらに侵食されて、二つの船越地名となつたのではないだろうか。そして、いつの時期かに、その区別のため、西側の方は小船越と呼ばれるようになったと想像される。船越をしていたと考えられる小船越町の諫早地峡へは、かつては大村湾が小字「砂原」付近まで、有明海が小字「呑空谷」どんくうだにまで入り込んでいたとされ、その間は二〇〇〜三〇〇メートルしかなかったと推測されている⁵³  15。

次に、門前遺跡から船越までのルートであるが、当然大村湾へ入るには、早岐瀬戸もしくは針尾瀬戸を通過しなければならぬ。早岐瀬戸については、『肥前国風土記』彼杵郡条に「速來の門」として、潮流の激しさがうかがえる記述がある。また、ここに生えている海藻は、成長が早く貢上物とされているという記述もあるが、当地のワカメは、現在でも名産とし



図1-15 諫早地峡部

(長崎県教育委員会編『長崎街道』より)

て知られている。「肥前国風土記」には直接、水上交通についての記述は無いが、川井⁵⁴は、ここを根拠地としたと考えられる速来津姫について、潮見を行っていた巫女ではないかとしている。また、杉原は速来津姫という名から、速来門の周辺に潮待ちをするための「速来津」という港が存在し、その場所を佐世保市早岐付近に比定して、速来津姫はここを治めていたとした。また、潮待港は、早岐瀬戸の反対側にも必要であるが、杉原は、佐世保市宮津町の六〇七世紀に築造されたとされる鬼塚古墳、西泊鼻古墳を、この地域を治めた海人集団の有力者の墳墓とし、地名や地理的位置から宮津町を、大村湾から早岐瀬戸を通って退出する際の潮待ち港であるとしている。そのほか、陸上交通との接点となり、郡名を冠した東彼杵町の彼杵港や、先述した郡家津と考えられる大村市の郡川河口の港なども、大村湾東岸の重要な港であったであろう。

六 条里

条里地割とは、一町(約一〇九^メ)四方に区切られた地割が連続するものをいう(図1-16)。その面積もまた一町であるが、内部をさらに一〇等分すると一段になり、その仕方によって、長地形と半折型に区別される。八世紀の中頃に条里呼称法が導入され、金田章裕⁵⁵は、両者による土地管理システムを「条里プラン」と称している。条里呼称法は、面積一町の正方形の区画を坊(九世紀以後は坪)と称し、坊(坪)を東西南北に六つずつ集めた正方形を里、里が帯状に連なった部分を条と呼ぶのが一般的であった。国によって条里呼称法の様式は異なる

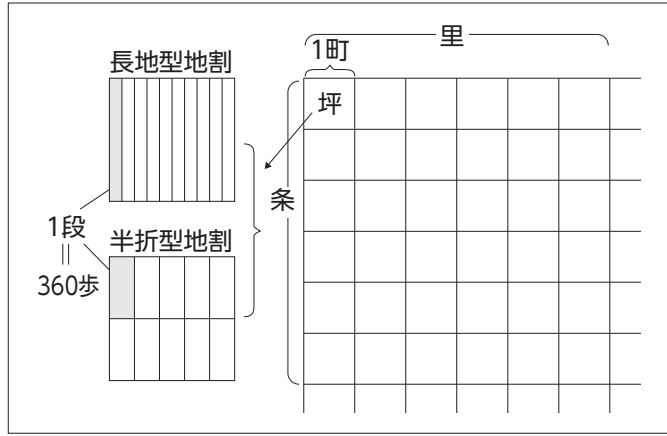


図1-16 条里プランの典型

(金田章裕『古代景観史の探究』より)

が、肥前国の場合、後述するように、条は数詞、里は固有名詞で呼ばれたとみられる。里内の坊(坪)には、一〜三六の番号が付されていたが、その番号の振り方に千鳥式と並行式がある。

以上のような条里プランは、かつては、班田収授のために、その実施と同時に存在したシステムと考えられていたが、班田制が始まってから九〇年以上を経て初めて完成したものであり、班田制と条里プランは本来別の起源を有するものであった。すなわち、班田収授の最初の実施は白雉三年(六五二)であり、持統天皇十六年(六九二)の班田からは六年ごとに実施されるようになった。当時の土地の記録・管理は小字地名的名称と面積及びその土地の四周の事象(四至)で事足りていたと想像される。ところが、養老七年(七二三)の三世一身法と、天平十五年(七四三)の墾田永年私財法によって、私有地である墾田の存在が認められると、それを口分田や乗田と区別しなければならず、そのための行政手続き上の作業量は激増することになる。このような新しい状況に対応して導入されたのが規則的・機械的に土地を表示する条里呼称法である。各国ごとに実施された。

であり、天平十四年(七四二)に始まった班田図の整備とともに、各国ごとに実施された。以上のような条里プランを、金田⁵⁶は「律令の条里プラン」と呼んでいるが、九世紀頃には、青苗簿帳の制度が再規定されるなど、土地管理システムが細部にいたるまで整備され、律令の条里プランの成熟期を迎えた。しかし、十世紀以降になって、班田収授が行われなくなると、土地制度自体は変化の時期に入ったが、国衙所管の校班田図は、国図と称されて土地管理の固定的基準として用いられ続け、免除領田制の官物免除の手続きや、土地をめぐる複雑な権利関係の記録や維持のため、

更に莊園などの境域を画する基準として、条里プランが重要な役割を果たし続けた。この時期の条里プランを、金田は「国図の条里プラン」と称している。更に、十二世紀頃になると、一つの領域型（一円）莊園の範囲内のみで完結した土地表示システムとして、あるいは、条里呼称法の様式をとどめつつも、新たに編成されるか旧来のものを再編した別の形としての条里プランが出現する場合があり、金田は、これを「莊園の条里プラン」と呼んでいる。一町方格の条里地割は、律令の条里プランの時期のみならず、国図の条里プラン、莊園の条里プランのいずれの時期にも形成が進んだ可能性があり、一町方格内部の一段を単位とするような規則的地割形態については、土地管理の強化に伴い、国図の条里プランや、莊園の条里プランの下でこそ形成が進んだ可能性が高い。

肥前国における条里呼称法に関する最古の資料は、延喜五年（九〇五）の『観世音寺資財帳』で、その中に観世音寺が肥前国に所有していた寺田に関する記載を、条里呼称法によって表現している。それによると、条は数詞、里は固有里名であることが判明する。このような肥前国における条里呼称法の導入時期について、日野⁵⁷は、次のように推測している。『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）正月二十一日条に「武部小輔從五位下紀朝臣牛養を西海道使。道毎に録事一人。民俗を觀察て、便即ち田を校へしむ。」とあり、紀朝臣牛養が巡察使に任命され、校田を行っている。『続日本紀』によれば、二年後の天平宝字六年（七六二）に、大野朝臣広立は肥前守に任命されているが、同時に紀朝臣牛養は少納言になっている。肥前守赴任以前の大野朝臣広立は、天平宝字三年（七五九）五月十七日に和泉守に命じられ、翌年の正月十六日に少納言に、翌々年の六月十七日に若狭守に、その半年後には肥前守になるなど動きが激しい。特に半年で若狭守から肥前守に命じられたのは、少納言時代に条里制に関する知識を得ていたので、その導入のために国司としての任期が短かったのではないだろうか。日野は、以上のように推測して、肥前国における条里呼称法の導入を七六〇年代と考えている。

彼杵郡内において、条里地割の存在が確認されているのは、沖田黒丸条里と大上戸川条里の二カ所で⁽⁵⁸⁾、いずれも大村市内である^(図1-17)。

沖田黒丸条里は、大村市北部の沖田町・黒丸町・宮小路にかけて分布する条里地割である^(写真1-7)。ここは、彼杵郡

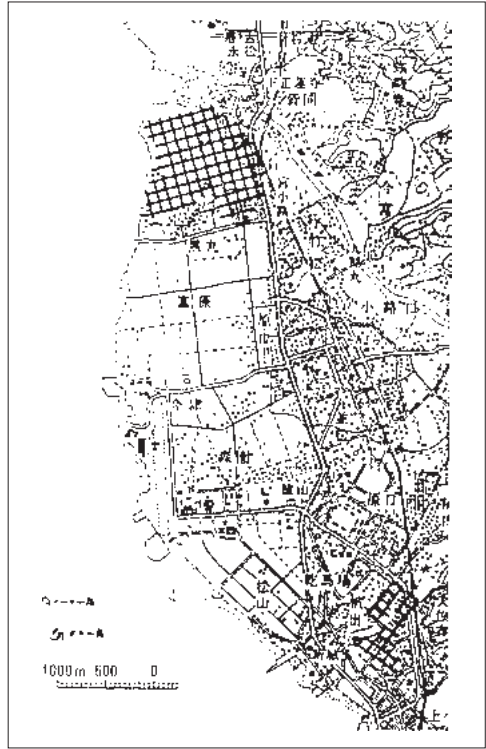


図1-17 沖田丸条里(北)と大上戸川条里(南)
(日野尚志「筑後国上妻郡家について」より)



写真1-7 空中写真に見る沖田丸条里(大村市)
(平成11年(1999)大村市撮影)

内最大の平野であり、N一六度西の方位に、約八〇の坪数が認められる。坪の内部の地割は、長地型を主とする。数詞地名としては、黒丸町に「九ノ坪」があるのみで、しかもこの小字地名は、三つの坪に広がっている。したがって、坪並の復原は不可能である。条里地割をめぐるように流れる郡川は、郡家にちなむ地名と考えられ、付近に彼杵郡家が存在したと推測される。郡司が積極的に水田開発を行い、条里地割が形成された可能性があろう。なお、この条里地割は、開発や圃場整備による消滅を免れて、現在も存在している。

一方、大上戸川条里は、大村市の東・西三城町、水主町付近に分布する(図1-18)。N四〇度Wの方位を有し、一六坪ほどが確認できる。坪の内部は、長地型を主とする。条里関係の地名は特に無く、最近では市街地化が進み、地割もほとんど消滅している。なお、木下⁵⁹⁾は、大村郷の中心地について、大上戸川流域の乾馬場・諏訪・武部の一帯を想定し、古町・陣ノ内・乾馬場・横馬場・裏馬場などの字名に注目して、この付近に奈良時代の駅家の存在を示唆している。駅家には、本

来それを経営するための駅田が所属し、西海道の駅路は基本的に小路なので、駅田は五町であった。大上戸川条里は、一六町ほどは確認できるので、駅田の面積よりはるかに広いが、駅田を中心として発達した地割である可能性がある。ちなみに、先述したように、次駅である船越駅の想定地付近にも、田井原条里と呼ばれる九坪程度のコンパクトな条里地割が存在する。

七 『和名抄』の郷名比定

現存する最古の辞書である『和名抄』は、源順(九一一～八三三)によつて、承平年間(九三二～八)に撰述されたとされる分類体の辞書で、一〇巻本と二〇巻本とがあり、二〇巻本の「郷里部」に、全国の郷名が記されている。二〇巻本の成立



図1-18 地籍図に見る大上戸川条里 (P3は、大村市武部町の立石)
(大村市教育委員会編『三城城範囲確認調査報告書—平成16年度調査までの総括—』より)

については、これを当初のものとする説と、源順自身による十世紀後半の再稿本とする説がある。『和名抄』として一般に知られるのは二〇巻本で、江戸時代以来『倭名類聚鈔』として出版され、郷名の研究にもよく利用されてきた。これを流布刊本と称するが、その他にも、大東急文庫本、高山寺本、元和古活字本、名古屋市博本などが存在する。

彼杵郡の郷名については、流布刊本には、大村・彼杵の二郷を記し、右に挙げた諸本も同様である。ただし、高山寺本と名古屋市博本では、誤って藤津郡の項に記している。奈良時代の天平年間頃に成立したとされる『肥前国風土記』では、彼杵郡の郷数を四郷と記すので、『和名抄』成立までの間に、二郷減少していることになる。また、『肥前国風土記』において、具体的に郷名がわかるのは、浮穴郷と周賀郷で、いずれも『和名抄』に見えない郷名である。したがって、一般的に、『肥前国風土記』当時に存在した郷は、浮穴・周賀・彼杵・大村の四郷で、それらが『和名抄』までの間に、彼杵・大村の二郷に統合されたと見なされている。

浮穴郷については、諫早市南部の有喜^{ゆき}に比定する説があるが、『肥前国風土記』には、「郡の北にあり。」とあり、この「郡」は彼杵郡家を指すと考えられるから、方位が合わない。そもそも、有喜は高来郡なので問題にならない。彼杵郡家は、先述したように、大村市の郡川下流域に比定される。また、彼杵郷は当然東彼杵町の中心部を含むであろうから、そこから北で、彼杵郡の範囲となると、秋本⁶⁰が述べるように、現在の佐世保市東南部から波佐見町、川棚町付近に比定されるであろう。ただし、杉原説⁶¹にしたがって、相浦川が松浦郡との境界だったとすると、佐世保市の大部分は浮穴郷に含まれていたことになる。いずれにせよ、平安時代には、彼杵郷に吸収合併されたことになる。なお、『肥前国風土記』彼杵郡条には健村の里や、速來の村、川岸の村の地名が見える。この場合の里は、靈龜元年(七一五)に、郷の下に新たに置かれたもので、これを郷里制と称するが、天平十二年(七四〇)頃廃止された。『肥前国風土記』によれば、彼杵郡には七つの里が置かれていたことがわかるが、名称が判明するのは、この健村の里のみである。一方、村は律令国家の地方行政単位ではなく、機械的に編成された郷に対し、自然村落的存在にすぎたようである。速來の村は、現在の佐世保市早岐付近に比定されるが、川岸の村の遺称地名は確認されていない。しかし、『肥前国風土記』の記述から、以上の村や里は、奈良時代には浮

穴郷の内部にあったらしい。

周賀郷については、『肥前国風土記』に、「郡の西南のかたにあり。」と見え、また神功皇后が御船を此の郷の東北のかたの海につないだところ、船の舳先と艫とをつなぎとめた杙が磯となったとする伝説を記している。郡家の西南で、更にその東北に海があったということは、この海は大村湾であろう。大村湾内に、黒島と二島という島があり、後藤⁶²は伝説に出てくる磯をこの二つの島に比定している。あるいは、二島は、見かけ上は二つの島に見えるので、二島のみで、二つの磯に比定できるかもしれない。したがって、周賀郷は、秋本⁶³が述べるように、大村湾の南西岸地方となるであろうが、どこまでの範圍を含んでいたかは不明である。恐らく時津町や長与町の範圍はもちろん、諫早市の旧多良見町の部分、長崎市の大村分（ただし、野母半島の尾根より西）や、西彼杵半島も含まれていた可能性が高い。当然、周賀郷は、平安時代には大村郷に吸収合併されていたのであろう。

彼杵郷は、東彼杵町彼杵宿郷を遺称地名とし、奈良時代にはその周辺に比定されるが、平安時代には、浮穴郷を吸収合併して、東彼杵町から川棚町、波佐見町、佐世保市にかけての地域に拡大したと推測される。大村郷は、現在の大村市付近に比定されるが、平安時代に周賀郷を吸収合併すると、諫早市の旧多良見町から長与町・時津町、長崎市（ただし野母半島の尾根線より東は除く）、更に西彼杵半島までを含む広大な地域に拡大したと見なされる。

（木本雅康）

註

- (1) 川井石寿「肥前風土記の彼杵郡について」(二)『談林』第18号 佐世保史談会 一九七四
- (2) 岡村広法『肥前風土記考』 肥前風土記考出版委員会 一九七〇
- (3) 杉原敦史「古代における彼杵郡と松浦郡の郡境について―考古学的成果に基づく歴史学資料の再検討―」『西海考古』第8号 西海考古同人会 二〇二二

(4) 長崎県教育委員会『一般国道497号佐々佐世保道路埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ』長崎県文化財調査報告書第190集 二〇

- 長崎県教育委員会『門前遺跡Ⅱ 一般国道497号佐々佐世保道路建設に伴つ埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵ』長崎県佐世保文化財調査事務所調査報告書第4集 二〇〇八
- 註(2)文献によれば、地元では「オテイシ」と発音しているそうである。
- (5) 勝保 隆『肥前国風土記彼杵郡落石岑の記述について』『風土記研究』第16号 風土記研究会 一九九三。なお、勝保自身は、落石の岑の注記の部分について、「郡西北之山」の誤写であるとするが、その説は恣意的でとれない。
- (7) 白石太一郎『古墳と古墳群の研究』 塙書房 二〇〇〇
- (8) 藤田和裕『ひさご塚古墳』『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七
- (9) 三上喜孝『出拳・農業経営と地域社会』『歴史学研究』第781号 2003年増刊号 歴史学研究会 二〇〇三
- (10) 藤田和裕『鬼の穴古墳』『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七
- (11) 日野尚志『筑後国上妻郡家について』『史学研究』第一一七号 広島大学日本史学研究室広島史学研究会 一九七二
- (12) 足利健亮『郡衙の境域について』『歴史研究』第11号 大阪府立大学歴史研究会 一九六九
- (13) 大崎市文化財保護協会『寿古遺跡 県営圃場整備事業福重地区にかかる遺跡発掘調査報告』 一九九二
- (14) 木下 良『国府』『教育社歴史新書』教育社 一九八八
- (15) たとえば、常陸国那賀郡の郡寺と考えられる台渡里廃寺では、「仲寺」の墨書土器が、伯耆国久米郡の郡寺と考えられる大御堂廃寺では、「久米寺」の墨書土器が出土している。
- (16) 坂本経義『古代肥後の復元・総説』『熊本日日新聞』 一九六五年五月二四日号
- (17) 山中敏史『地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題―氏寺論の再検討―』『地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―』奈良文化財研究所 二〇〇五
- (18) 『角川日本地名大辞典 四一 佐賀県』角川書店 一九九一
- (19) 木下 良『肥前国』『古代日本の交通路Ⅳ』藤岡謙二郎 大明堂 一九七九
- (20) 前掲注(19)
- (21) 藤野 保編『大村郷村記』第三巻 国書刊行会 一九八一
- 東彼杵町教育委員会『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻 東彼杵町教育委員会 一九九九
- 木下 良『「立石」考―古駅跡の想定に関して―』『諫早史談』第八号 諫早史談会 一九七六
- (22) 木本雅康『古代の道路事情』『歴史文化ライブラリー108』吉川弘文館 二〇〇〇

- (23) 木下 良「馬籠(マコメ)考―古駅想定の手掛かりとして―」「信濃の歴史と文化の研究」2 黒坂周平先生喜寿を祝う会 一九九〇
坂周平先生の喜寿を祝う会 一九九〇
前掲注(19)
- (24) 大村市教育委員会『三城城跡範囲確認調査報告書―平成一六年度調査までの総括―』大村市文化財調査報告書第29集 二〇〇五
- (25) 木本雅康「古代の官道」「行橋市史」上巻 行橋市教育委員会 二〇〇四
- (26) 木下 良「西海道の古代交通」「古代交通研究」12号 古代交通研究会 二〇〇三
- (27) 前掲注(19)
- (28) 木本雅康「条里制の施行」「原始・古代の長崎県 通史編」長崎県教育委員会 一九九八
- (29) 木本雅康「国府と郡家」「原始・古代の長崎県 通史編」長崎県教育委員会 一九九八
- (30) 前掲注(18)
- (31) 前掲注(19)
- (32) 前掲注(30)。ただし、郡津と呼んでいるものが、郡家津に当たる。
- (33) 吉田東伍「大日本地名辞書 第二冊 下」富山房 一九〇一
- (34) 松尾禎作「肥前駅路私考」「郷土研究」第六号 佐賀縣郷土研究会 一九五五
- (35) 佐賀県教育委員会「中原遺跡1 西九州自動車道建設に係る文化財調査報告書(4)」佐賀県文化財調査報告書第168集 二〇〇七
- (36) 土肥利男「多良山麓研究」一九六五年。前掲(29)
- (37) 木下 良「松浦郡の古代駅路(2)」「末盧国」第106号 松浦史談会 一九九一
- (38) 木本雅康「駅制と軍防制」「原始・古代の長崎県 通史編」長崎県教育委員会 一九九八
- (39) シンポジウム「古代国家とのろし」「烽の道」宇都宮市実行委員会・平川 南・鈴木靖民 青木書店 一九九七
前掲注(3)
- (40) 久保山善映「九州に於ける上代国防施設と烽火の遺蹟」「肥前史談」第13巻第6号 肥前史談会 一九三二
- (41) 木本雅康「古代の官道」「長崎街道―長崎県歴史の道(長崎街道)調査事業報告書―」長崎県文化財調査報告書第154集 長崎県教育委員会 二〇〇〇

- ④④ 松原弘宣「河海の交通―日本海交通を中心として」列島の古代史―ひと・もの・こと―第4巻『人と物の移動』上原真人・白石
太一郎・吉川真司・吉村武彦編 岩波書店 二〇〇五
前掲注(4)
- ④⑤ 前掲注(2)
- ④⑥ 東彼杵町教育委員会編『白井川遺跡(Ⅱ)』東彼杵町文化財調査報告書第4集 一九九〇
- ④⑧ 大村市教育委員会『富の原 大村市富の原1・2丁目に所在する遺跡群の範囲確認調査』大村市文化財調査報告書第12集 一九
八七
- ④⑨ 高重 進「律令制的国郡津制の成立と崩壊」『岡山史学』18号 岡山大学文学部日本史研究室岡山史学会 一九六六
前掲注(14)
- ⑤① 千田 稔『埋もれた港』学生社 一九七四
前掲注(14)
- ⑤② 長崎県教育委員会『長崎街道―長崎県歴史の道(長崎街道)調査事業報告書』長崎県文化財調査報告書第154集 二〇〇〇
前掲注(1)
- ⑤③ 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 一九八五
- ⑤⑤ 金田章裕『古代景観史の探究 宮都・国府・地割』吉川弘文館 二〇〇二
- ⑤⑥ 日野尚志『肥前国の条里と古道』小田富士雄編『風土記の考古学5』肥前国風土記』の巻』同成社 一九九五
前掲注(37)
- ⑤⑧ 前掲注(19)
- ⑤⑨ 秋本吉郎校注『風土記』岩波書店 一九五八
前掲注(3)
- ⑥① 前掲注(9)
- ⑥② 前掲注(60)